

*この請求書は公開情報ではない。

申請者(森)が公開したもの。



第1号様式 (第3条関係)

情 報 公 開 請 求 書

平成30年7月2日

伊東市議会議長 井戸清司 様

住 所 伊東市宇佐美403-2

請求者

氏 名 森 篤

電話番号 0557-48-9534

伊東市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

| | | |
|-------------------|---|-------------|
| 情報の名称 又は内容 | 平成27年6月議会における「市議第6号 平成27年度伊東市土地取得特別会計補正予算(第1号)」(マンダリンホテル跡地を生涯学習施設建設用地として先行取得するため、2億1,000万円の追加)に係る常任総務委員会の会議記録 及び委員会出席者 | |
| 請求者の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 2 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先 _____ 所在地 _____ <input type="checkbox"/> 3 市内に存する学校に在学する者 学校名 _____ 所在地 _____ <input type="checkbox"/> 4 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 名称 _____ 所在地 _____ <input type="checkbox"/> 5 市内に所在する固定資産の所有者 (1) 固定資産の種類 土地・建物・その他 () (2) 固定資産の所在地 _____ <input type="checkbox"/> 6 前各項に掲げるもの以外のもの | |
| 公開の方法の区分 | <input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望) | |
| ※ 請求の理由 又は利用目的 | 佃前市長の汚職事件に関する調査のため | |
| 処 理 欄 | 平成30年7月×日受付 | 平成30年7月×日受理 |

- (注) 1 請求者の区分の欄は、該当するいずれかの□内にレ印及び必要な事項を記入してください。
2 公開の方法の区分の欄は、希望する方法のいずれかの□内にレ印を記入してください。
3 ※印欄は、請求された情報の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求される方の任意です。

第2号様式（第4条関係）

情報公開決定通知書

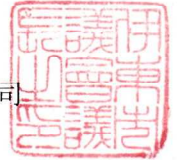
伊 議 第 4 0 号

平成30年7月10日

伊東市宇佐美403-2

森 篤 様

伊東市議会議長 井 戸 清 司



平成30年7月4日付けで請求のあった情報の公開については、伊東市情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり公開することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

| | |
|-------|---|
| 情報の名称 | 平成27年6月24日開催 常任総務委員会要点記録 (市議第6号 平成27年度伊東市土地取得特別会計補正予算(第1号)及び委員会出席者に係る部分) |
| 公開の方法 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送) |
| 公開の日時 | 平成 年 月 日 |
| 公開の場所 | 伊東市役所低層棟3階 議会事務局 |
| 手数料 | <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円) |
| 費用 | <input checked="" type="checkbox"/> 写し作成(10枚100円) <input type="checkbox"/> 送付(円相当の切手) |
| 担当 | 議会事務局 議会総務係 山田 電話 0557-32-1981 |
| 備考 | |

- (注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を係員へ提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。
3 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用についてはその額を、送付については相当する額の切手を送付してください。
4 手数料の納付が必要となる方で写しの送付を希望する方は、手数料を前項の費用と合わせて送付してください。

常任総務委員会要点記録

○開会日時 平成27年6月24日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 宮 崎 雅 薫 君 | 2 番 | 西 島 彰 君 |
| 3 番 | 浜 田 修一郎 君 | 4 番 | 稲 葉 富士憲 君 |
| 5 番 | 四 宮 和 彦 君 | 6 番 | 重 岡 秀 子 君 |
| 7 番 | 森 篤 君 | | |

○出席議員 5名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 鳥 居 康 子 君 | 副議長 | 井 戸 清 司 君 |
| 議 員 | 榎 本 元 彦 君 | 議 員 | 佐 山 正 君 |
| ” | 杉 本 一 彦 君 | | |

○説明のため出席した者 31名

| | |
|-------------------|-----------|
| 副 市 長 | 原 崇 君 |
| ” | 佐 藤 活 也 君 |
| 企画部長兼危機管理監 | 若 山 克 君 |
| 同行政経営課長 | 西 川 豪 紀 君 |
| 同市長公室課長 | 佐 藤 文 彦 君 |
| 同危機対策課長 | 村 上 靖 君 |
| 同情報政策課長 | 森 田 剛 君 |
| 理 事 | 露 木 満 君 |
| 総 務 部 長 | 中 村 一 人 君 |
| 同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 朝 妻 康 次 君 |
| 同 財 政 課 長 | 浜 野 義 則 君 |
| 同 課 税 課 長 | 杉 山 勝 二 君 |
| 同 収 納 課 長 | 辻 井 正 義 君 |
| 市 民 部 長 | 野 田 研 次 君 |
| 同 市 民 課 長 | 堀 野 貴 子 君 |
| 同 環 境 課 長 | 石 井 裕 介 君 |
| 同 保 険 年 金 課 長 | 肥 田 耕 次 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 露 木 義 則 君 |

| | |
|--------------|-------|
| 同次長兼健康医療課長 | 下田信吾君 |
| 観光経済部長 | 萩島友一君 |
| 建設部長 | 山田隆一君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 高橋一也君 |
| 上下水道部長 | 萩原俊幸君 |
| 消防長 | 石井義仁君 |
| 消防本部消防総務課長 | 山本竜也君 |
| 同企画指令課長 | 山田聖二君 |
| 同予防課長 | 飯田万也君 |
| 同消防署長 | 竹内廣之君 |
| 教育委員会事務局教育部長 | 鶴田政利君 |
| 同次長兼教育総務課長 | 鈴木健支君 |
| 監査委員事務局長 | 三好尚美君 |

○出席議会事務局職員 3名

局長 松永勝由 局長補佐 小川真弘
主査 富岡勝

○会議に付した事件

- 1 市議第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 2 市議第2号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 3 市議第6号 平成27年度伊東市土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 4 市議第5号 平成27年度伊東市一般会計補正予算(第1号)所管部分

○会議の経過概要

○委員長(稲葉富士憲君)開会する。

○委員長(稲葉富士憲君)この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているもので、委員会における説明は、これを省略したいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(稲葉富士憲君)ご異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長(稲葉富士憲君)日程第1、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

○委員長（稲葉富士憲君）日程第3、市議第6号 平成27年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○7番（森 篤君）公有財産購入費ということであるが、行政財産であると理解してよろしいか。

○財政課長（浜野義則君）生涯学習センターの中央会館であるので、そのように理解している。

○7番（森 篤君）生涯学習施設の建設用地ということで、議場での説明は図書館とか中央会館とかであるが、生涯学習施設という言葉の定義について、法律上の定義があったら教えてほしい。定義ということでも伊東市ではこう考えているということがあれば教えてほしい。いろいろとほかのところも調べたが、なかなかこうだというものがあった。例えば、たまたま調べたら鎌倉市の生涯学習施設とはというのがネット上にあり、どんなことが書いてあったかという、生涯学習センター、図書館、体育施設、青少年会館、美術館、国宝館、文学館と何でもというような感じに取れてしまうようになり幅が広い。議場では中央会館を例にとって説明があったが、ここで言うところの生涯学習施設というのは特段の限定があるのか、それとも広い意味で使っているのか、その辺はいかがか。

○総務部長（中村一人君）特段かちつとしたものはない。一般的に生涯学習を行うための施設と考えている。具体的には、議場でも申し上げたとおり生涯学習センター中央会館、図書館等の機能を有する施設を建てるための用地と考えている。

○7番（森 篤君）今の言葉のとおりであると、その他にも具体的に今言葉がなかったとしても、今言ったように広義の意味での生涯学習施設が建てられる可能性がある、そのための用地取得ということである。生涯学習施設が正確な都市計画法上の意味での都市計画施設かということは、公法上の定義としてはわからないが、言葉の定義としては公共施設であるので都市施設のようなものかと思うが、あの市街地の区域にかかわる都市計画マスタープラン上では、生涯学習施設の位置づけというのはどのような記載がされているか。

○建設部長（山田隆一君）都市計画マスタープランの中には、例えば公共公益的施設の配置に関する方針というものが示されている。都市計画マスタープラン自体がこれからの伊東が目指すまちづくりの方向性を示す計画ではあるが、基本的に具体的な施設の配置というのは記載されていない。この中で先ほど申し上げた公共公益的施設の配置に関する方針とすると、例えば図書館では、施設水準の向上や利用しやすいサービスの充実が求められている、あるいは地域内の配置に当たっては高齢者や年少者、障がい者がアクセスしやすく立地場所周辺環境との調和が図れることに配慮していく必要があると、このような方針だけが示されている状況である。

- 7番(森 篤君) 都市マスの上位計画である総合計画、あるいは基本計画——ちょうど基本計画の切りかえの時期であるが、生涯学習施設にかかわる記載というのはどのようになっているか。
- 行政経営課長(西川豪紀君) 第9次基本計画においては、政策目標のうち、心豊かな人を育み、生涯にわたって学習できるまちということの具体的な方策の中で、市民の自主的生涯学習活動の推進、図書館機能の充実ということを挙げており、生涯学習センター等の学習拠点施設の整備の充実を図る、図書館についても内容を充実させ、図書館サービスの拡充を図るということで位置づけされている。
- 7番(森 篤君) もともと総合計画、基本計画、都市マスも基本的な方針であるので具体的にどの施設をどこの地点に建てるのかという記載は初めからないものだと思うが、行政財産であるので——行政財産に限らないが、当然であるが計画的、効率的な活用が図られることが大原則である。今回購入しようとする土地がどういう計画のもとで予算計上されてくるのかということが大事な部分であると思う。図書館という言葉抜き出して考えると、平成26年2月に文化力向上議連から図書館の建設について検討してはどうかと提案をした。検討するというのではなくて検討を始めてはどうかということである。その回答の中で、少なくとも検討を始めるという回答ではなかった。既存の、今あるものを使っていきたいというようなことであった。それ以前の議会と市長とのやりとりの中でもおおむねそのようなことであった。そうすると26年2月時点ではそういった計画も青写真もなかった、これからやる計画もなかったものがここにきて予算計上される。1年ちょっとの間で一体どういう変化があったのかということがよくわからない。私としては図書館の建設の検討を始めてほしいと言っているわけであるから、そのことについては理解というか、そうかと思うが、1年ちょっとの間でその部分がかわってきたのか、よくわからないところを説明していただきたい。
- 副市長(原 崇君) 確かに昨年2月に文化力向上議連の皆様から図書館について検討してほしいという要望が出ていることは承知をしている。その時には特に図書館を建てかえるという計画そのものは持っていなかった。その後の経過として昨年の10月くらいに桜木町のあの用地が民間業者の手に渡ったという状況が生じてきている。市街地の中であれだけまとまった土地というのはなかなか手に入らない土地である。生涯学習センター、図書館等も今後建てかえが必要になってくるという状況の中で、もしあの土地が手に入るとすれば図書館の建てかえ用地、あるいは公民館の建てかえ用地、生涯学習施設の建設用地としてふさわしい用地なのではないか。そういう考え方の中から土地を所有している相手方に伊東市に譲っていただけの可否かという交渉、下話をしたところである。今年になってから相手方のほうから伊東市に譲ってもいいとの意思表示がなされたので、金額的には2億1,000万円——これは固定

資産税の評価額等から計算した金額であるが、その程度で取得できるとすれば、これはぜひ今の段階で先行取得をすべきだろうと、こういう経過である。用地が取得できれば図書館の移転用地、こういった話が具体的にようになってきたという経過である。

○7番（森 篤君）計画的な行政財産の管理執行という観点に立つと、今は予算計上だけでこれから具体の工事に入るだろうが、仮に取得ができる見込みが十分に立った時点からは図書館にしる何にしる、そういったものの青写真をどう作るのかという計画は早急に進めるということではよろしいか。

僕が言っている意味は1年後、2年後に建てるとかという意味ではなくて、例えば第10次計画も含めて早急に検討を始めるという理解でよろしいか。

○副市長（原 崇君）この土地が取得できるとすれば、具体的な計画を進めていかなければ、これはおかしい話となる。早急にそういった手続に入っていきたいと思う。しかしながら、現在の図書館が昭和55年の建設であり、既に35年がたっているが、ここ1、2年であの施設が使えなくなるという状況にはない。そういったことも踏まえながら将来的な計画を今後煮詰めていきたいと考えている。

○7番（森 篤君）今回は起債ということであるが、財調を使ってとかその辺の検討はどうであったか。

○財政課長（浜野義則君）財源については予算編成の段階で、例えば財政調整基金からの繰入金なども検討した経過はあるが、財政調整基金については、今年度、当初予算が6億円、今回の補正予算が2,000万円で、6億2,000万円の取り崩しを予定している。財政調整基金の残高等を考慮して、公共用地先行取得事業債の借り入れとしたところである。

○7番（森 篤君）起債後の償還計画の見通しは、2億1,000万円の負担はどの程度か。

○財政課長（浜野義則君）後年度負担であるが、返済については、2年据え置きで10年償還である。元金償還期間は、平成30年度から37年度まで年2回の償還を行い、償還の年額は2,600万円である。

○7番（森 篤君）行政執行はタイミングが大事である。周到な計画がなった後に執行ができる場面はおそらくほとんどないので、タイミングを逃すと予定していたものができなくなるということがあるので、タイミングが非常に大事である。一方で計画はどうでもいいということではないので、そういうところからこの土地の取得については、一つの視点としては考えるべきであると思っている。そこで、この会計が持っている土地としては、宇佐美のコミセン前の土地、保代口の土地があると思うが、それでよいか、初めに確認する。

○財政課長（浜野義則君）そのとおりである。

○7番（森 篤君）その土地が今回買おうとしている土地とリンクしているわけでも何でもな

いが、その土地は使わずに何年か経っている現状がある。今後、今買おうとしている土地を購入した後に、今副市長のほうから計画は早急にということであったが、計画に基づいて何年か後に建てるので今使っていないということであればそれはわかるが、計画は立てたのだがなかなか諸事情で実際にはちょっと使われなとか、計画どおりにはできないということになると、また同じことになるとちょっと違うかもしれないが、いわゆる塩漬け土地みたいなものがふえるというふうにも考えられるが、見通しというはまだ買ってもない土地であるのであれであるが、その辺はどんな心構えでいるか。

○**財政課長**（浜野義則君）この公共用地先行取得事業債については、購入年度以降10年以内に事業を進める、事業の用に供するということが借り入れの条件になっているので、償還の期限を一つの目安として検討を進めていきたいと考えている。

○**7番**（森 篤君）そうすると、長くても10年以内には何らかの建設を始めるということによろしいか。

○**財政課長**（浜野義則君）基本的にはそのように借り入れの条件というか、計画を記載をして申請することとなる。

○**7番**（森 篤君）起債には国の同意が必要であるが、申請のときに生涯学習施設というようになちよっと大雑把なことに使うというだけの申請書でいいのか、それとも、もっと細かな話を記載するのか、それが一点。それと記載の方法にもよるが、後日違ったもの、生涯学習施設は同じなのだろうが、何か記載のものと違う状況が出てきたときに何らかの手続きが必要か。

○**財政課長**（浜野義則君）起債の計画は、書式があってある程度のものはつくるが、県とのヒアリングがあるので、いろいろ資料をつけた中で考えられる範囲での計画を示す形になろうかと思う。計画が変わった場合の手続については、何らかの申請が必要であると考えている。

○**2番**（西島 彰君）一つだけ確認する。この土地には源泉はあるか、もしくは引湯権等が残っているか。

○**財政課長**（浜野義則君）鉱泉地が2筆ある。

○**2番**（西島 彰君）もともとホテルであったことと、それとプールもあった。そういう意味では生涯学習にかかわる幅広い利用価値があるということでは、このあたりも大いに利用していたきたいということがあるが、いかがか。

○**財政課長**（浜野義則君）この鉱泉地については、マンダリンホテルの時代に源泉として使用していたものであるが、営業をやめてから既に5年が経過している。現在の状況は不明であるので、今後、湧出量であるとか温度とか調査をして検討していきたいと考えている。

○**2番**（西島 彰君）前にポケットパークがある。あそこにも1本あったと思うが、そのあたりの活用というのは、今後市民の求めている施設、プール等も可能かと希望的考えであるが、そ

の辺も検討していただきたい。

- 5番（四宮和彦君）土地のことについて伺いたい。固定資産税滞納等に起因すると思うが、平成22年以降にこの土地に関しては複数回、県と市によって差し押さえが行われている。この辺のところについては、滞納分に関しては市の方で債権回収ができていてということよろしいか。
- 収納課長（辻井正義君）地方税法第22条により、個人の納税状況、滞納状況については秘密を漏らすことができないとされているので、お答えできないということでご理解いただきたい。
- 7番（森 篤君）先ほどの行政財産の計画的な執行についてであるが、ちょうど今第9次基本計画から第10次基本計画に切りかわるときに、先ほどの答弁にもあったように、第9次の基本計画の中には図書館機能の充実など、図書館にかかわる内容が記載されている。仮に、今回の土地取得特別会計の補正予算が成立したとすると、その時期と今これから10次の基本計画を策定していく時期が合ってくるので、少なくとも図書館にかかわるところについては――変更するかわからないが、審議の対象になってくると思うがいかがか。
- 行政経営課長（西川豪紀君）今、第10次基本計画、それから総合戦略を策定している最中である。当然そういった新図書館建設といった部分での記載も視野に入れた素案づくりというようなことは念頭に置いて進めていくということになる。
- 6番（重岡秀子君）確かに今の図書館は手狭であるということで要望は出していたが、築35年ということで木造住宅なら仕方がないと思うが、図書館の建築物としてまだまだ使えるのではないかということと、生涯学習関連施設というと、例えば観光会館なんかは違う目的でつくられたのかもしれないが、会議室があったり、さまざまな文化的なイベントがされるということでは観光会館もひぐらし会館も共通のものがある。伊東市としてはいろいろな要望もあると思うが、生涯学習にかかわる施設として建て直しというか、新たにつくるということで、やはり優先順位というものもあると思う。そういう意味から考えると、大きな施設としては、昭和40年に建てられた観光会館が、伊東市の公共施設の中では最も古いものでもあり、いろいろ音響の問題とか津波の問題とかあったので、優先順位としてはそちらの方が重要ではないかというふうに私は思う。限られた財源の中でこういう計画を立てていかなければならないときに図書館がすぐにとということではないと思うが、その辺の検討はされたか。
- 副市長（原 崇君）この用地の活用については、先ほど来申し上げているとおり、生涯学習施設を整備していこうというための用地として先行取得をするということである。その他の件については白紙の状態であり、全く検討していない。これからの検討であるということである。
- 6番（重岡秀子君）そういうことになると、図書館のところもまだ生涯学習施設として、中央公民館ということである。ひぐらし会館も近くにある。少し離れたところにふれあいセンター

もある。市民の生涯学習的な施設がほしいとかそういう要望があると思うが、今後、例えば西小学校とかも児童数が減っていったりすると、今、旭小学校の余裕教室で伊豆フィルがオーケストラの練習をしているが、そういうような施設利用も十分考えられる中で、同じような地域にもう一つ生涯学習施設を建設するというのはちょっと計画的でないと思うが、その辺の地域的なことなどはどのようにお考えか。

○副市長（原 崇君）その辺については、今後総合的に検討していきたい、現在そのように考えているところである。

○6番（重岡秀子君）土地購入の経過についてももう少しお聞きしたいと思う。今回の一般質問で、観光会館の建てかえのために東京電力の跡地を買ったらどうかというような議員からの提案もあった。そういう提案がある場合もあるし、関係部局で生涯学習施設をもっとふやしていきたいという検討をしている中で、こういう土地が出てきて関係部局も買ったほうがいいのかというような要求が出るということも、土地を買う場合にあると思う。それから、業者側からこういう土地があるから市に買ってくれないかということも一般論としてはあるかもしれない。その中で、この土地を購入するに至った庁舎内での検討経過、市長がこのことについてどのような思いを持っていたのかということも、本会議場で質問が出たときに市長の考えをお聞きしたいと思ったが、その場では私は質疑できなかったのも、その辺の庁舎内での土地購入についての経過はどういうことであったのか。先ほどのご説明だと市の方から業者側に買いたいというような要望をしたということであるが、それでいいか。

○財政課長（浜野義則君）そのとおりである。

○6番（重岡秀子君）市のほうで買いたいと言った時期が、去年の秋10月ごろということであるので、買いたいと言ったきっかけとしては市長の思いがいろいろあったのか、それとも企画会議とかそういう中でこれはいいとなったのか、その辺についてはいかがか。

○副市長（原 崇君）もちろん市長もこの土地は伊東市で取得すべきであるとの考え方を持っている。ここに至るまでの経過であるが、当然のこと公有財産を管理する総務部、今後施行整備していくことになるかもしれない教育委員会、こういった関係部課を含めて協議をした結果、購入しようという決断に至ったということである。

○6番（重岡秀子君）今回、生涯学習関係施設をつくるということが提案されているが、例えば今保健福祉センターを近くに建てている。あそこが大変狭くて駐車場は立体駐車場をつくるというようなことで、今後実施設計に入るそうであるが土地の広さなどから考えて、まだ建設していないのであるから、駐車場などの問題を考えて生涯学習施設でないものを建てるような検討などはされなかったか。場所が許すなら今の場所に確保しておいたほうがいいのかというような考えも出てくるのではないかとということもあるが、その辺の検討はないのかということと、保

健福祉センターを建設する間、何カ月くらいかかるかわからないが、その間はかなり駐車場も不足するので、例えばあそこに購入した土地があるので便利かと思う。生涯学習施設に限らなくてもよかったと思うが、その辺についての検討はあったか。

○**財政課長**（浜野義則君）予算化に至った経過で話したとおり、生涯学習センター、中央会館、図書館の老朽化ということで建てかえる必要性を感じていた。マンダリンホテルが競売になったということで、市としては、図書館用地ということを目的として購入するということになっているが、先ほど来申しているとおりに、白紙というか、まだ決まっていない部分があるので、今後いろいろ広く意見を聞く中で、最終的には、あの土地には何が必要であるかということとは検討していきたいと考えている。それから、駐車場の関係であるが、今図書館の駐車場として利用しているところに保健福祉センターが建設されるので、駐車場を使用できない期間の代替地としてマンダリンホテルの跡地を利用することは可能であると思うし、本来の目的となっている生涯学習施設ができるまでしばらくあるので、その間、その土地については可能な限り有効利用を検討していきたいと考えている。

○**6番**（重岡秀子君）福祉施設、今のお話でわかったが、そういう検討は庁舎内ではなかったようである。生涯学習関係施設に決めてしまうと全然目的が違う施設を建てるということは無理なのかということと、図書館が老朽化しているという答弁もあったが、実際、4階の冷暖房なんかは昨年直したし、外壁も直した。本当に老朽化して建てかえが必要なのかということはどうなのか。

○**総務部長**（中村一人君）あくまでも、将来、生涯学習施設をつくるということで、先行取得する予算化をしているということである。

○**委員長**（稲葉富士憲君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（稲葉富士憲君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**6番**（重岡秀子君）図書館の改築については望むところがあるが、図書館というものを今後、長い目で見た時に、第2図書館を別の地域につくるとか、今オンライン化で図書も貸し出しが可能になる時代であるとか、図書館の機能も将来的に考えると大分変わってくるのではないかと思う。それから、先ほども申し上げたが、当分の間、生涯学習センターも使用可能であり、ひぐらし会館も近くにあるということで、今の伊東市の中では、同じような役割を果たす施設が10年の間に建設をしなくてはいけないというふうにはちょっと考えられない。生涯学習関係施設ということであるならば、やはり優先順位としては観光会館などのことを先に考えるべきであり、観光会館の建設ということになると、これまた大きな予算が必要であると考えているの

で、ここで土地を購入し、さらに10年間くらいの間に同じような生涯学習関係施設をつくっていくという計画であるならば、少しビジョン的なものが不十分ではないか、優先順位をもう少し考えたお金の使い方というのが必要ではないかと思う。今の説明の中ではちょっと納得ができないので、この土地取得特別会計補正予算には反対したいと思う。

○委員長（稲葉富士憲君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（稲葉富士憲君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第6号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（稲葉富士憲君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（稲葉富士憲君）日程第4、市議第5号 平成27年度伊東市一般会計補正予算（第1号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、債務負担行為の補正の順で行う。

まず、歳出、第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は7ページ及び8ページになる。発言を許す。

○2番（西島 彰君）国際交流推進事業ということで30万円。今年度の当初予算の中にメドウェーとの関連で50万円の予算づけがされている。まず、実施団体はどちらになるか。

○市長公室課長（佐藤文彦君）実施団体については、PTPI伊東支部、伊東ホームステイボランティアの会の共催の事業として実施する予定である。

○2番（西島 彰君）アゼルバイジャンということであるが、メドウェーの場合には、50万円で2名の補助である。ここでは、何名ということは決まっているか。

○市長公室課長（佐藤文彦君）ホームステイに参加する生徒は2名である。もう1人この団体のほうから引率者ということで大人が1人、計3名の事業である。

○2番（西島 彰君）メドウェーに行く場合には、引率する大人の費用は50万円の中に入っているか。

○市長公室課長（佐藤文彦君）メドウェーの負担金の50万円については、高校生の交換プログラムともう1つの国際交流事業で、この50万円全てをメドウェーにかかる経費としていない。メドウェーの大人の引率者については特に見ていない。生徒だけの分ということである。

○2番（西島 彰君）今度は引率する大人の分が含まれるということである。そのあたりの差と